

住宅ローン

固定金利 および

特約

終了時の ご相談

および

再特約

の お手続きは…

お電話で!!

窓口でのお手続きと比べると……

(平成21年10月現在)

	電話でのお手続き	窓口でのお手続き
再特約手数料	5,250円 <small>(消費税込み)</small>	10,500円 <small>(消費税込み)</small>
受付時間	平日 9:00～20:00	平日 9:00～15:00
受付期間	特約終了月の前月の第1営業日から 特約終了日の3営業日前まで	特約終了月の第1営業日から 特約終了日の3営業日前まで

手数料 半額

- お手続きがない場合は、ご契約の通り変動型として変更させていただきます。
- 再特約時にご契約内容が変更となる場合は、別途当行所定の手数料がかかる場合があります。
- テレホンバンキングでは返済方法等、金利以外のご契約内容の変更はできません。
- ご契約内容の変更を伴う場合は、窓口でお手続きをお願いします。
- 住宅ローンの種類により、テレホンバンキングで受付できない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- テレホンバンキングでのお手続きの際は裏面の「テレホンバンキング住宅ローン固定金利再特約受付サービスに関する利用規定」をお読みのうえ、お電話ください。

お手続き・お問い合わせは

『しがぎん』ダイレクト テレホンバンキング

こころのハローサポート
フリーダイヤル
0120-556-863

当行本支店所在地以外のエリアからのご利用は ☎077-503-3020 (有料)

【受付時間】平日9:00～20:00 (ただし、銀行休業日は除きます)

- ❑ お使いのお電話がダイヤル回線の場合「*」、「#」ボタンなどでプッシュトーンに切替え、お電話ください。
電話がつながりましたら音声案内に従いメニュー番号4をご選択いただくと、オペレーターにつながりますので、「住宅ローン固定金利再特約の手続き」とお申し付けください。
- ❑ お電話でご相談・お手続きをされる場合には、キャッシュカードの発行が必要となります。
住宅ローン返済用普通預金口座の口座番号と、キャッシュカードの暗証番号をご確認のうえ、住宅ローンをお借入れ
いただいておりますご本人さまよりお電話ください。
*窓口でお手続きをされる場合はキャッシュカードの発行は不要です。
- ❑ e-しがぎんプラザでは、平日9:00～17:00、土・日・祝日10:00～17:00 (年末年始を除く)で受け付けております。
- ❑ 窓口でのお手続きには、手数料の他に別途収入印紙代200円が必要です。

(貸105625号)

SHIGA BANK

1.住宅ローン固定金利再特約受付サービスの内容

【1】本人確認

当行は住宅ローン固定金利再特約受付サービスにおいて、お客さまが住宅ローンご返済口座のキャッシュカード暗証番号として、あらかじめ当行へ届出された暗証番号とお客さまが電話で入力した暗証番号が一致した場合に、お客さま本人からの依頼とみなします。

【2】住宅ローン固定金利再特約受付サービスは、お客さまからの電話による依頼に基づき、当行が本人確認をしたうえでお客さまが当行で借入れた住宅ローンについて固定金利の再特約手続きを行う場合に、利用できるものとします。

【3】住宅ローン固定金利再特約受付サービスに関し、住宅ローン契約書（金銭消費貸借契約証書）（以下「原契約」といいます）の定めにかかわらず、特段の合意がない限り本利用規定が適用されるものとし、本利用規定に定めのない事項については、原契約の定めによるものとします。

2.対象のローン

住宅ローン固定金利再特約受付サービスの利用可能な住宅ローンの種類は、当行所定のものとします。なお、当該住宅ローン、当行で借入れたその他ローンの元利金の返済状況等によっては、住宅ローン固定金利再特約受付サービスを利用できない場合があります。

3.サービスの利用

【1】住宅ローン固定金利再特約受付サービスに関し、受付けが可能な日は、当行所定の日とし、お客さまが住宅ローン固定金利再特約受付サービスの利用により固定金利の再特約を行う場合には、住宅ローン固定金利再特約受付サービスの利用における本人確認およびお客さまからの依頼・指示内容の録音をもって内容を確定し、再特約するものとし、別途特約書等による契約の締結は行いません。また当行は、特約終了日の前営業日までに手続きを完了するものとします。

【2】再特約の効力は当行所定の手続きが完了した日より生じるものとし、本再特約は、債務の同一性を損なうものではなく、原契約の定めに従うものとします。当行は、再特約後の利率・毎回返済額（元金・利息の内訳）等を書面にて通知するものとします。

【3】住宅ローン固定金利再特約受付サービスの適用金利は、受付完了日の店頭表示金利を基準に決定するものとします。ただし、固定金利特約終了日の当該月以前に受付けが完了した場合は、特約終了月の店頭表示金利と比較して低い方の店頭表示金利を基準に決定するものとします。

【4】住宅ローン固定金利再特約受付サービスの利用により、借入条件の変更契約の効力が生じ、固定金利期間の適用が開始された場合には、固定金利期間中は、変動金利への変更、適用利率の変更、ならびに固定金利期間の変更はできないものとします。また、固定金利期間中に繰上返済を行う場合には、借主は当行所定の固定金利期間中の繰上返済手数料を支払うものとします。

4.費用の引落し

【1】当行は、住宅ローン固定金利再特約受付時に当行所定の再特約手数料および条件変更が伴った場合は条件変更手数料等、住宅ローン固定金利再特約受付サービス利用の一切の費用につき住宅ローンの返済用預金口座を出金指定口座とみなして、当行所定の手続完了日に引落しのうえ、手続きします。

【2】残高不足等の理由により手数料等の引落しができない場合には、当該再特約の受付けはなかったものとして取扱いします。

5.依頼内容の変更・取消

住宅ローン固定金利再特約受付サービスで依頼内容が確定した後は、当該依頼内容の取消、変更は原則できないものとします。